

令和 8 年度滋賀県立美術館企画展 第一期企画展
イラスト作成、印刷物作成、展示プラン作成業務公募型プロポーザル実施要領

1 目 的

この要領は、標記業務の契約予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 委託業務の名称

令和 8 年度滋賀県立美術館企画展 第一期企画展 イラスト作成、印刷物作成、展示プラン作成業務

(2) 業務の内容等

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

3 予定価格

2, 6 9 7, 0 0 0 円（消費税および地方消費税を含む）

4 参加資格

本プロポーザルの参加にあたっては、本業務の実施に必要な能力を有するとともに、次に掲げる要件を全て満たしている必要がある。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 57 年滋賀県告示第 142 号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること

・営業種目

大分類：役務 中分類：デザイン

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

・滋賀県物品・役務電子調達システム

・滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

Tel:077-528-4314

5 サンプルデータの請求

本プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書作成のために必要なサンプルデータを必ず以下のとおり請求すること。なお、件名に「サンプルデータ請求」の旨記載すること。請求期限までに請求しなかった者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 請求先

「13 連絡先」に記載の連絡先まで、プロポーザル参加申請を予定する者の名義により、電子メールで請求するとともに、メール送信後は必ず電話で受信確認を行うこと。

(2) 請求期限

令和7年12月4日（木）17時まで

6 プロポーザル説明会

開催しない

7 質問および回答

質問がある場合は、令和7年12月3日（水）17時までに電子メール（様式任意）で「13 連絡先」に記載のメールアドレスへ提出すること。なお、メール送信後は必ず電話で受信確認を行うこと。

回答については令和7年12月5日（金）17時を目途に、質問者に対してメールを返信するとともに、質問および回答の概要について上記5のサンプルデータを請求した者全員に対してメールにて送信する。

8 企画提案にかかる提出書類等

本公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類等を作成し提出すること。なお、提案書の提出は1者につき1通とする。

(1) 公募型プロポーザル応募申込書（別紙様式）

…正本（押印文書）1部

【添付書類】

◆「社会政策面での取組」関係資料（登録や認証を受けている場合、各1部）

- (1) 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し
- (2) 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- (3) 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し
- (4) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成さ

れている場合には、障害者雇用状況報告書の写し

(5)障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書

(6)「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し

(7)障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し

(8)「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(滋賀県発行)の写し

(9)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し

(10)「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、アについては、審査登録機関の証明書の写しを、ア以外については、認証、登録証の写し

ア 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証

イ 一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション 21 の認証・登録

ウ 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録

エ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

(2) 企画提案書(様式自由、A4 サイズ(A3 用紙の折り込み等は可)、30 ページ以内)

…7 部

※企画提案書には申請者が特定できる名称やロゴマーク等を記載しないこと。記載がある場合は黒塗りをすること。

※下記①～⑥の内容を 1 冊にまとめること

①提案者概要説明

②実施体制

責任者と主たる担当者の業務分担内容、氏名および略歴

③事業実施手順・スケジュールの提案

④イラスト、印刷物、展示プランの作成についての提案

○制作コンセプト・編集方針

○イラストサンプル

・メインビジュアルに用いることを想定した展覧会を象徴するイラスト 1 点(別紙 1～3 参照)

「別紙 3 令和 8 年度滋賀県立美術館 第一期企画展イラスト、印刷物、展

示プラン作成業務仕様詳細資料」 1.イラスト作成要領（2）No.1 の内容

○ デザインサンプル

- ・ フライヤー（両面）、ティザービジュアル

デザイン・紙質・その狙いや主旨が明記された提案を記載する（2 案まで提出可だが、その場合概算見積は同額になるようにすること）。掲載する情報はデザインサンプル作成用文字情報を参照すること。

○ 展示プランサンプル

- ・ 展覧会第二章と第八章の展示プラン（内容については別紙 1 ～ 6 参照）

各章共通にて以下の資料を提出すること

- 平面図（縮尺・方位・寸法入り、展示什器仕様・配置、導線）
- パース図／レンダリング（主要視点を 2～3 点）
- 展示プランコンセプト

⑤過去 3 年以内の主な類似業務実績（契約書の写し等）

⑥概算見積

- ・ 仕様書に掲げる業務について、着手から事業完了までの全てに要する全ての経費とその内訳、消費税および地方消費税額を明記すること。（様式自由・押印不要）

（3） 参考資料（任意提出・1 部）

- ・ 過去の実績資料の実物等
- ・ フライヤーの使用予定の紙のサンプル

9 企画提案書等の提出期限等

（1）提出期限

令和 7 年 12 月 15 日（月）17 時 必着（受付は各日 9 時から 17 時まで）

※期限に遅れた場合は、いかなる場合も失格とする。郵送による場合は提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

（2）提出先

滋賀県立美術館

〒520-2122 滋賀県大津市瀬田南大萱町 1740-1

Tel:077-543-2111 メールアドレス：museum@pref.shiga.lg.jp

（3）提出方法

（2）に示す場所への持参または、簡易書留郵便による郵送によること。

郵送の場合は封筒に「滋賀県立美術館プロポーザル（企画展印刷物等作成業務）」と朱書きすること。

10 審査および契約予定者決定の方法

（1）審査概要

県立美術館が設置する審査会において、提出された企画提案書等に基づき審査を行う。

(2) 審査会

県立美術館および関係所属の職員の委員 4 名による。

(3) 審査方法

審査会において、以下の項目について審査基準に基づき企画提案書等の審査を行い、予定価格の制限の範囲内において総合点の最も高かったものを本業務の契約予定者とする。ただし、総合点が満点（100 点）の 6 割未満（60 点未満）の場合は、契約予定者としない。

＜ 審 査 基 準 ＞

番 号	評価項目		評価点
①	提案内容	制作・編集方針は本業務の主旨や目的を十分に理解した、的確なものか。	2 0
②		イラスト・フライヤーのデザイン、展示プランの提案は、展覧会のコンセプトを十分に反映した上で、美術館の魅力向上に繋がる、多くの人の関心をひく優れた内容か。	4 0
③		事業実施手順・スケジュールの提案は、本事業を確実かつ効率的に実施できるものか。	5
④		実施体制・人選は、本業務の役割分担を明確にし、確実に遂行できるものか。	1 0
⑤	事業実績	本業務を実施するに当たり十分な実績を有しているか。	7
⑥	経済性	経費節減を意識した見積金額か。 ＜見積金額が予定価格の 80%未満…10 点、80%以上 85%未満 8 点、85%以上 90%未満 6 点、90%以上 95%未満 4 点、95%以上 1 点＞	1 0
⑦	地域優先	滋賀県内に本店を有しているか。	3
⑧	社会政策	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
⑨		高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1
⑩		障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか、 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主	1

		として厚生労働大臣の認定を受けているか。	
⑪		「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
⑫		「環境マネジメントシステム」で、次のいずれかの認証、登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
合計（満点）			1 0 0

- (4) 審査の結果については全ての参加者に対し速やかに文書で通知する。
- (5) 審査会後に企画提案内容についての具体的な内容や経費等を精査し、選定した契約予定者と速やかに契約協議を行う。その際、業務の実施方法や経費などについて条件を付したり、変更したりする場合がある。
- (6) この結果、業務内容および契約金額について合意に達した場合に委託契約を締結するものとする。
- (7) 協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において総合点が次に高い参加者を契約予定者として、協議を行うことがある。
- (8) 審査会で契約予定者に選定されなかった参加者は、通知を受けた日から起算して 5 日以内に書面（任意の様式）により、美術館に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。説明を求める書面を受け取った日から起算して 5 日以内に当該説明を求めた参加者に対して書面により回答する。

11 失 格

次の各号に該当した場合、提出書類受領後においても失格になるので注意すること。

- (1) 提出期限等に遅れた場合
- (2) 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提案書の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) 参加資格を有していないことが判明した場合
- (6) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

12 その他注意事項

- (1) 企画提案書等の提出書類は返却しない。
- (2) プロポーザルの参加にかかる経費は、全て各参加者の負担となる。
- (3) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (4) 委託料の支払いについては、全ての委託業務終了後に精算払いとする。
- (5) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。
- (6) 企画提案書の記載事項について、県が参加者に無断で他の目的に使用することは無い。

13 連絡先

滋賀県立美術館 担当： 平田健生、山田創（仕様書等業務内容について）
藤澤愛（事務手続きについて）

〒520-2122 滋賀県大津市瀬田南大萱町 1740-1 滋賀県立美術館

電話番号 077-543-2111 メールアドレス museum@pref.shiga.lg.jp